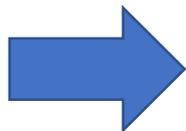


シェアリングエコノミー認証制度との比較表

相違点	今回の提言（1） フリーランス発注/仲介事業者の認証制度	シェアリングエコノミー認証制度
制度運用主体者	内閣官房取りまとめの下、経済産業省・厚生労働省等が担当（ 政府主導 ※外部への委託含む）	シェアリングエコノミー協会（ 民間主導 ）
認証目的	フリーランス等の個人に対し、適正な取引を行う企業であることを証明	個人と個人とのマッチングプラットフォームとしてあるべき機能を備えた、 信頼できるサービスであることを証明
認証対象	フリーランス等の個人に対する業務の発注事業者及び準発注型の仲介事業者であり、事業形態は BtoB、BtoC、CtoC の全てを含む	シェアリングエコノミーのマッチングプラットフォーム事業を提供する事業者（ CtoC ）
認証基準	内閣官房・中企庁・厚労省・公取連名の「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を中心に 政府ガイドラインや法令に基づく基準 （例：入管法、所得税法、高度な取組み等）	「内閣官房IT総合戦略室のモデルガイドライン」を基にシェアリングエコノミー協会が設定した 自主ルール



「シェアリングエコノミー認証制度」とは異なる目的や基準であるため、本件については**新たな検討が必要**である。